

千葉県人事委員会事務局行政文書規程の一部改正（案）の概要

1 改正理由

意思決定の記録化など公文書を適切に管理等するとともに、事務効率の向上にも資するところから、電子決裁の推進を図るため、また、内部手続における職員の負担を軽減し、業務の効率化などを目的とし、法令等の規定により公印の押印を要する文書等以外の文書を公印省略できる扱いとするため、規程を改正する。

2 主な改正内容

(1) 電子決裁

ア 受信した電子文書（メールの添付ファイル等）の受領は、原則として、総合文書管理システムに記録する方法とする。（第十三条の三）

イ 起案・供覧の文書処理は、原則として、全て電子決裁で行うこととする。また、例外として書面決裁できるものを定める。（第二十条、第三十条）

(2) 公印の押印

公印を押印しなければならない場合を規定し、それ以外は公印省略できる扱いとする。（第三十三条）

3 施行予定日

令和4年4月中旬